

荒川区特定保健指導業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月



目 次

1 目 的	1ページ
2 事業の概要	1ページ
3 プロポーザル参加資格	1ページ
4 プロポーザルの日程(予定).....	2ページ
5 プロポーザル参加申込方法.....	2ページ
6 質問の受付・回答.....	3ページ
7 提案書等の提出方法.....	3ページ
8 提案書等作成に係る留意点	5ページ
9 提案に対する審査.....	5ページ
10 審査結果の通知	7ページ
11 契約の締結	7ページ
12 その他	7ページ
13 本プロポーザルの担当部署	7ページ

荒川区特定保健指導業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 目的

荒川区(以下「区」という。)では、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」に基づく特定保健指導を事業者にも業務委託して実施している。それに伴い、より効果的な結果が期待できる事業者を選定するため、公募型提案評価方式(以下「プロポーザル」という。)により、事業者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

本業務においては、特定健康診査等の健康診査受診結果により、生活習慣の改善が必要とされ、リスク別に「動機付け支援」又は「積極的支援」と区分された者に対して、生活習慣改善に必要な保健指導を行うものである。詳細は別紙仕様書のとおり。

- (1) 契約件名 : 荒川区特定保健指導業務委託
- (2) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
- (3) 履行場所 : 荒川区指定場所
- (4) 業務内容 : 特定健康診査等の結果に基づき、生活習慣の改善が必要とされた者に対し、国の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づく特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)を実施する。
- (5) 保健指導実施規模
動機付け支援 : 利用見込み 187人 (単価の上限額:税込 17,325 円)
積極的支援 : 利用見込み 75人 (単価の上限額:税込 28,875 円)
- (6) 提案限度額 : 7,047,810 円(消費税相当額を含む)
※限度額超過の提案は無効とする。

3 プロポーザル参加資格

以下の要件を全て満たしていることを参加資格とする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 高齢者医療確保法第28条の規定に基づく、特定保健指導の外部委託に関する基準(厚生労働大臣告示「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者)を満たしていること。(様式第2号「事業者概要」の保健指導機関コード欄に、社会保険診療報酬支払基金に登録している機関コードを記入すること。)
- (3) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づき、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ないものに該当しないこと。
- (5) 荒川区入札等参加停止措置要綱(平成17年5月16日付け17荒経契第16号助役決定)に基づく入札等参加停止措置期間中の企業でないこと。

- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態)に陥っていないこと。
 - (7) 個人情報保護に関する第三者認証として、ISMS/ISO27001 もしくはプライバシーマークを取得していること。
 - (8) 暴力団(暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営又は管理に関与していないこと。
 - (9) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
 - (10) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
- ※ 関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による

4 プロポーザルの日程(予定)

- ① 4月 1日(水) 事業者公募開始(区のHPに記載)
- ② 4月17日(金) 公募締め切り
- ③ 4月22日(水) 質問締め切り
- ④ 5月 1日(金) 質問回答
- ⑤ 5月13日(水) 提案書提出締め切り
- ⑥ 6月上旬 1次審査結果(書類審査)通知
- ⑦ 6月中旬～下旬 2次審査(第一次審査通過者によるプレゼンテーション)
- ⑧ 7月中旬～下旬 評価委員会による業者選定・契約審査委員会付議
- ⑨ 7月下旬 審査結果の通知

5 プロポーザル参加申込み方法

(1) 提出書類

書類名	様式番号	必要部数
プロポーザル参加申込書	(様式第1号)	1部
事業者概要	(様式第2号)	1部
会社案内パンフレット	—	1部
「ISMS/ISO27001」もしくは「プライバシーマーク」の登録証の写し (両方取得している場合は両方)	—	1部

(2) 提出方法

各書類は、綴じずに持参又は郵送にて提出すること。なお、FAX や電子メールでの提出は受け付けない。

※ 郵送の場合、提出期限必着とする。

(持参の場合の受付時間):平日午前 8 時 30 分から午後5時まで

※ 持参により提出する場合は、あらかじめ下記「13 本プロポーザルの担当部署」まで電話で連絡すること。

(3) 提出先

荒川区健康部保健予防課(荒川区特定保健指導業務委託プロポーザル担当)

〒116-8507 荒川区荒川2-11-1

がん予防・健康づくりセンター 1階

(4) 提出期限

令和 8 年 4 月 17 日(金) 午後 5 時【必着】

(5) 参加の辞退

参加申込後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式第8号)を速やかに提出すること。

6 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次により行う。

(1) 質問受付期間

令和8年4月1日(水)から4月22日(水) 正午まで【必着】

(2) 質問方法

電子メールで行う。件名は「荒川区特定保健指導業務委託プロポーザル質問(事業者名)」とし、質問票(様式第7号)に必要事項と質問内容を記入のうえ、添付すること。

(3) 提出先の電子メールアドレス

seijinkenshin@city.arakawa.lg.jp

(4) 質問の回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、原則として、**令和 8 年 5 月 1 日(金)**までに電子メールにて回答を送付する。

(5) その他

- ①電子メールの本文に、会社名・担当部署名、担当者名、電話番号(直通番号がない場合は内線番号を含む。)、電子メールアドレスを記載すること。
- ②電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。
- ③上記期間及び方法以外による問い合わせについては、受け付けないものとする。
- ④質問者の名称等は、公表しない。
- ⑤審査に関する質問には応じない。

7 提案書等の提出方法

本プロポーザルに参加申し込みを行った事業者は、募集要項及び仕様書を踏まえ、以下の書類を提出すること。
なお、全ての提出書類は電子データでも提出すること。

(1) 提出書類及び必要部数

No.	書類名	様式番号	必要部数	ページ数
1	表紙	(様式第3号)	原本1部 副本9部	1ページ
2	提案書	(様式第4号)	原本1部 副本9部	10ページ以内
3	実施体制	(様式第5号)	原本1部 副本9部	2ページ以内
4	業務受託実績	(様式第6号)	原本1部 副本9部	制限なし
5	見積書	記入例を元に作成	原本1部	制限なし

(2) 提出方法

原本及び副本(電子データ含む):持参又は郵送で提出すること。

電子データは CD-R で提出すること。ただし、貴社がファイル転送サービスを契約している場合に限り、これを用いて提出することもできる。

※ 郵送の場合、提出期限必着とする。

※ 電子データの提出を貴社が契約しているファイル転送サービスで行う場合は、あらかじめ下記「13 本プロポーザル担当部署」まで電話で連絡すること。

(持参の場合の受付時間):平日午前8時30分から午後5時まで

※ 持参により提出する場合は、あらかじめ下記「13 本プロポーザルの担当部署」まで電話で連絡すること。

(3) 提出先

プロポーザル参加申込書の提出先と同様とする。

(4) 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時まで【必着】

(5) 注意事項

①既定の様式に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。

※各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載すること。

※各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。

②提出書類は原則 A4判とする。

※印刷は片面印刷とすること。

③フラットファイル(A4判縦長)に項目番号順にインデックスを設けて綴り(左綴じ)、提出すること。

④各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。

副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

⑤期間内に提案書等が提出されなかった場合には、参加を辞退したものとみなす。

8 提案書等作成に係る留意点

- (1) 提案書等は、文書、表、図等により適宜、表現するものとし、カラー刷りで表現することを拒まない。また、提案書等は日本語で記述し、フォントサイズは11ポイント以上とすること。
要求した内容以外の書類等については受理しない。
- (2) 提案書(様式第4号の1～6)
荒川区特定保健指導業務の趣旨を踏まえ、貴社の特定保健指導における基本的な考え方を記載すること。
また、教材・ツールや募集・勧奨の方法、保健指導を継続的に受講できるような工夫等を記載すること。
- (3) 実施体制(様式第5号の1、2)
休日、夜間を含めた利用者の対応や、事故発生時の連絡体制等を記載すること。
- (4) 業務受託実績(様式第6号)
関連業務の事業実績から、本業務に活用できる工夫等を記載すること。
- (5) 見積書
別添(標準的な見積様式(記入例))に沿って作成すること。

9 提案に対する審査

審査は、提案事業者の参加資格を確認したうえで、「荒川区特定保健指導業務委託公募型プロポーザル評価委員会」が別に定める評価基準に基づき第1次審査を行い、第2次審査の対象とする事業者を3社程度選定する。なお、参加資格が確認できなかった参加者については審査を行わず、別途結果を通知する。

第2次審査は提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、総合評価を行ったうえで、優先交渉権者を選定する。

各審査にあたっては提案された内容について、評価項目ごとにあらかじめ配点を設定した審査表に基づいて審査を行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

ア 審査方法

提出された提案書等(様式第4号、5号、6号)について、審査を行う。

イ 評価項目及び評価の視点

① 提案内容

- ・業務の目的、内容を適切に理解し、取り組み方針が明確になっているか
- ・本事業の実施により、期待される効果や目標が示されているか
- ・荒川区の地域特性を保健指導に組み込むことができるか
- ・保健指導へ参加を促すような資料・教材の提供ができるか
- ・オンライン面談の予約の仕方や使いやすさに工夫はあるか
- ・働き世代の対象者に効果的な募集方法を工夫できるか
- ・中断者への効果的な勧奨方法を用意できるか
- ・利用者の資質に合わせたプログラムづくりを提示できるか
- ・特に積極的支援の利用者を初回面談から支援終了まで継続させる工夫があるか
- ・荒川区の保健指導実績から未受診者の傾向を分析し、受診率向上の工夫ができるか

② 実施体制

- ・休日、夜間を含め利用者の相談・苦情・問い合わせ等に対応できる体制が整っているか
- ・事故発生時の対応方法や区への報告など、区との連携は考えられているか
- ・保健指導スタッフの配置は適切か
- ・保健指導に必要な研修を行っているか

③ 業務受託実績

- ・受託実績における業務の進め方は適切であったか
- ・受託実績の内容は、本業務委託に活用できるか
- ・配慮・工夫した点は本業務委託に活用できるか
- ・受託した関連業務の実績があるか

(2) 第2次審査

ア 審査方法

第1次審査通過事業者のプレゼンテーションにより、審査を行う。

イ 実施日時(予定)

令和8年6月中旬～下旬

※詳細な実施日時及び会場は、第1次選考通過者に対し、別途連絡する。

ウ 使用資料

原則、プレゼンテーションに使用する資料は事務局に提出した提案書を用いるものとし、当該提案書からの抜粋資料に限り配付を認める。なお、提案書の範囲内であれば、パネル、モニター等を利用して画像・動画で説明することも可能とする。

エ 使用機器

モニターは事務局で用意するが、その他機器は用意しないため、提案事業者が用意し、セッティングすること。機器類を持ち込む場合は、準備・片付け時間に留意して設置や撤収を行うこと。

※ 機器類を使用する場合は、プレゼンテーション実施日の1週間前までに下記「13 本プロポーザルの担当部署」まで電話で連絡すること。その際、事務局のモニターの使用の有無も伝える事。

機器類の故障やトラブル等について、事務局は一切の責任を負わない。

オ 選考時間

1事業者あたり、プレゼンテーション15分、質疑応答15分の計30分を予定。

※ 準備、片付け時間は選考時間に含めないものとし、準備時間はプレゼンテーション開始の10分前から会場の入室を認め、片付け時間は質疑応答時間の終了から最大で5分までとする。

カ 参加人数

出席人数は説明者を含め3名までとし、必ず当該業務を担当する事業者の担当者が説明すること。

なお、当該業務を担当する事業者には、外部委託先の事業者は含まないものとする。

キ 評価項目

- ① 募集・勧奨方法
- ② 保健指導の内容
- ③ 事業実施の評価方法
- ④ 意欲

10 審査結果の通知

- (1) 第1次審査の結果は令和8年6月上旬に1次審査に参加した全ての事業者に対し電子メールにて通知する。
 - (2) 第2次審査の結果は令和8年7月中旬～下旬に2次審査に参加した全ての事業者に対し電子メールにて通知する。
- また、2次審査後に最終決定した事業者を区ホームページにて公表する。

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または「12 その他」に定める事由で優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

12 その他

- (1) 以下に該当する場合は失格とし、提案書等にかかる評価は一切実施しない。
 - ① 応募要件を満たさなかった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合
 - ② 本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合
 - ③ 虚偽の提案(参加申込を含む。)をした場合
 - ④ 公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した場合
 - ⑤ 提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合
- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 提案書等の著作権は各参加事業者に帰属する。
- (6) 提出された提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令または条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (7) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りではない。
- (8) 知的財産権等その他権利侵害などに関する問題が発生した場合、一切の責任は提案事業者が負うものとする。
- (9) 参加事業者は、本プロポーザルに関して入手した区の情報等をプロポーザル以外の目的に使用しないこと。また、第三者へ漏らさないこと。
- (10) 提案内容そのままの実施ではなく、区と優先交渉権者と協議のうえ、正式な仕様は契約締結前に別途調整することがある。

13 本プロポーザルの担当部署

荒川区健康部保健予防課(荒川区特定保健指導業務委託プロポーザル担当)
〒116-8507 荒川区荒川2-11-1
がん予防・健康づくりセンター 1階
電話:03-3806-0321(直通)
電子メール:sejinkenshin@city.arakawa.lg.jp